

簡易専用水道提出書類検査依頼書

○水道法34条2第2項に基づく検査を受ける為、簡易専用水道の管理状況を示す書類を提出します。

一般財団法人 三重県環境保全事業団 行

年 月 日

希望
検査月

月

簡易専用水道設置者

住所
名称

⑩※

※① 設置者⑩について:設置者からの検査の同意があれば⑩を省略していただいて構いません。

依頼者			
建築物	名称		
	所在地		
	用途		
建築物環境衛生管理 技術者氏名		免状番号	第 号
受水槽の総容量	m ³	高置水槽の総容量	m ³
管理者	住所		
	名称		
	担当者	TEL	
書類製作者氏名		TEL	

提出書類チェック欄	<input type="checkbox"/> 様式1-①~④ (様式1-③は高置水槽等がある場合のみ)	<input type="checkbox"/> ビル管理法に基づく水質検査結果書 (直近のもの2枚)
-----------	--	--

◇検査結果の取り扱いについて※②

管轄行政機関から検査機関に情報提供(代行報告)の要請があった場合、依頼内容※③及び検査結果を報告することがあります。情報提供の可否について、下記にチェックを入れて下さい。

◎情報提供することに 同意する 同意しない

※②取り扱いについて:情報提供を依頼された管轄行政機関以外に依頼書内容及び検査結果を提供・使用することはございません。

※③提供内容について:提供箇所は以下の4点であり、個人名や連絡先等は含まれません。

- ①建築物の名称と所在場所 ②水槽の情報(給水方式・有効容量) ③検査実施日及び判定(不適合箇所があった場合 所見も含む)
④清掃実施社名及び実施日

簡易専用水道の管理状況 (受水槽)

1. 設備の概要

区分	設置場所	位置	材質	容量
受水槽	屋内・屋外・その他 ()	地上・地下・その他 ()		有効容量 m ³
防錆剤使用有無	有・無	滅菌装置使用有無	有・無	

2. 管理状況

※判定が「否」の場合は管理状況欄にその内容を具体的に記入すること。

	番号	検査事項	判定基準等	判定	管理状況(特記事項)
施設の 外観 検査 (受水槽)	1	水槽の 周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	適・否	
			清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	適・否	
			水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	適・否	
	2	受水槽 本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	適・否	
			亀裂し、又は漏水箇所がないこと。	適・否	
			雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	適・否	
	3	受水槽 上部の状態	水位電極部、揚水管等の接合部が、固定され、防水密封されていること。	適・否	
			水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	適・否	
			水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと。	適・否	
	4	受水槽 内部の状態	水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	適・否	
			汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	適・否	
			掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	適・否	
			外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	適・否	
			当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	適・否	
			流入口と流出口が近接していないこと。	適・否	
	5	マンホールの状態	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	適・否	
			ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	適・否	
	6	オーバーフロー管の 状態	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	適・否	
			管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	適・否	
			管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	適・否	
	7	通気管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	適・否	
			管端部のからほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	適・否	
			管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	適・否	
	8	水抜管の状態	通気管として十分な有効断面を有するものであること。	適・否	
管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。			適・否		

簡易専用水道の管理状況

(高置水槽)

1. 設備の概要

区分	高置水槽①	高置水槽②	高置水槽③	高置水槽④
設置場所	屋内・屋外・その他 ()	屋内・屋外・その他 ()	屋内・屋外・その他 ()	屋内・屋外・その他 ()
設置場所名称				
材質	有効容量 m ³	有効容量 m ³	有効容量 m ³	有効容量 m ³

2. 管理状況

※判定が「否」の場合は管理状況欄にその内容を具体的に記入すること。

番号	検査事項	判定基準等※④	高置①判定	高置②判定	高置③判定	高置④判定	管理状況(特記事項)
1	高置水槽 周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	
2	高置水槽 本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		亀裂し、又は漏水箇所がないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	
3	高置水槽 上部の状態	水位電極部、揚水管等の接合部が、固定され、防水密封されていること。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	
4	高置水槽 内部の状態	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	
5	高置水槽 マンホールの状態	流入口と流出口が近接していないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	適・否	適・否	適・否	適・否	
6	高置水槽 オーバーフロー管の状態	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	適・否	適・否	適・否	適・否	
7	高置水槽 通気管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		管端部のからほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	適・否	適・否	適・否	適・否	
8	高置水槽 抜管の状態	通気管として十分な有効断面を有するものであること。	適・否	適・否	適・否	適・否	
		管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	適・否	適・否	適・否	適・否	

 施設の
外観
検査
(高置水槽)

※④高置水槽は複数ある場合それぞれについて記入すること。

※判定が「否」の場合は管理状況欄にその内容を具体的に記入すること。

番号	検査事項	判定基準等	判定					管理状況(特記事項)	
			受水槽判定	高置①判定	高置②判定	高置③判定	高置④判定		
その他	9	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	
			水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	
水質検査※⑤	10	臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	
	11	味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	
	12	色	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	
	13	色度	五度以下であること。	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	
	14	濁度	二度以下であること。	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	
15	残留塩素	検出されること。 ※不検出の場合には、その原因の究明に務めること。	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否		

※判定が「否」の場合は管理状況欄にその内容を具体的に記入すること。

番号	判定基準等	判定	管理状況(特記事項)															
書類検査	書類の整備保存の状況	設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。	適・否															
		一年以内に実施した清掃記録	<table border="1"> <tr> <td>清掃年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>清掃業者名</td> <td></td> </tr> </table>	清掃年月日	年 月 日	清掃業者名												
		清掃年月日	年 月 日															
		清掃業者名																
		水質検査の記録※⑥	<table border="1"> <tr> <th>検査機関</th> <th>測定年月日</th> <th>検査項目</th> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	検査機関	測定年月日	検査項目		年 月 日			年 月 日			年 月 日			年 月 日	
		検査機関	測定年月日	検査項目														
			年 月 日															
			年 月 日															
	年 月 日																	
	年 月 日																	
給水設備点検の記録※⑦	有・無	測定頻度(回/ 年・月・週・日)																
飲料水外観検査の記録※⑦	有・無	測定頻度(回/ 年・月・週・日)																
残留塩素測定記録※⑦	有・無	最大 mg/L 最低 mg/L 平均 mg/L 測定頻度(回/ 年・月・週・日)																

前回の34条検査	検査年月日	年 月 日
	指導内容と行った改善対策の概要	
その他の特記事項 (受水槽等給水に関する設備の点検及び補修並びに上記項目以外で衛生上の問題点等)		

- 備考 1 ビル管理法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに掲載されている給水の管理の状況について記入すること。
2 記入に当たっては、当該建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。

※⑤水質検査欄は実施して記入すること。(色度・濁度等実施が困難な項目は直近の水質検査結果を参考に記入して下さい)
※⑥分析結果が確認ができるよう、直近2回分の水質検査結果書の控えを添付して下さい。
※⑦記録が整理保存されており、かつ必要事項が記入されていること。